特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	療育手帳交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
茨城県知事は、療育手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県知事

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務
②事務の概要	茨城県療育手帳制度実施要項に基づき、知的障害児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護措置を受け易くするために手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の推進に資することを目的として、療育手帳の交付を行う。 ［特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容］ ・療育手帳の交付の申請に関する事務 ・療育手帳の返還に関する事務 ・療育手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名の変更又は居住地を移したときの届出に関する事務 ・療育手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	療育手帳管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
療育手帳台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の50の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施する　　］	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	［提供側］ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14項、20項、37項、49項、53項、76項、77項、80項、81項、113項、124項、141項、144項、155項 ［照会側］ なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部福祉相談センター
②所属長の役職名	福祉相談センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県福祉部福祉相談センター　029-221-0800

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県福祉部福祉相談センター　029-221-0800

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	療育手帳交付事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　等	

9. 監査			
実施の有無	[　　] 自己点検	[　　] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、情報の漏えい・滅失・毀損が発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署　①部署	茨城県保健福祉部福祉相談センター	茨城県福祉部福祉相談センター	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県保健福祉部福祉相談センター　029-221-0800	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県福祉部福祉相談センター　029-221-0800	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県保健福祉部福祉相談センター　029-221-0800	〒310-0011　茨城県水戸市三の丸1-5-38　茨城県福祉部福祉相談センター　029-221-0800	事後	組織名称変更
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8. 人手を介在させる作業	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠	－	療育手帳交付事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　等	事後	様式改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	－	特定個人情報を扱う局面ごとに、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USB メモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、情報の漏えい・滅失・毀損が発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加